

八尾市立南高安中学校 地震対応マニュアル

令和7年4月

八尾市立南高安中学校

目 次

はじめに	1
第1章 地震に対する事前の備え	2
1. 基本的な対応	2
2. 防災教育、避難訓練、防災に関する教職員研修	4
第2章 巨大地震(震度5弱以上)が発生した際の対応	7
1. 学校地震対策本部の設置	7
2. 巨大地震(震度5弱以上)発生時の基本的な対応	10
第3章 避難所としての学校における役割	18
1. 避難所としての学校における留意点	18
2. 教職員による避難所運営支援	20
第4章 教育活動再開に向けた対応	23
1. 学校再開準備班の設置	23
2. 教育活動再開に向けた取組み	24
3. 応急教育	26
第5章 児童・生徒の心のケア	27
1. 震災時における心のケア	27
第6章 報道機関等への対応	29
1. 報道機関等への対応の基本姿勢	29
2. 報道機関等への対応のポイント	30
資 料	

第1章 地震に対する事前の備え

1. 基本的な対応

地震発生時、すみやかに児童・生徒の安全を確保し、その後の対応を円滑に進めることができるようにするためには、以下のような地震に対する事前の備えが必要です。また、事前の備えについて、教職員間で共通認識をもつだけではなく、生徒をはじめ、保護者、地域住民等、学校関係者に対して周知し、徹底を図る必要があります。

(1) 休校措置の周知徹底

- ・地震発生時の休校措置について、生徒、保護者等に周知し、徹底を図ること。

ア) **震度5弱以上**^{※1}の地震が発生した場合

- ・地震発生から学習環境が復旧するまで、臨時に休校とする。
- ・休日等に地震が発生した場合は、次の登校日も休校とする。
- ・応急の教育活動が実施できるよう学習環境が復旧すれば、教育委員会の判断により、教育活動を再開する。
- ・すでに生徒が登校している場合は、保護者に連絡して帰宅させる。
- ・保護者の不在等、連絡がとれない場合は、学校において、生徒を保護する。

※1 本市又は隣接市（大阪市（平野区）、東大阪市、柏原市、藤井寺市、松原市）の震度とする。

イ) **震度4以下**の地震が発生した場合

- ・原則として休校の措置をとらない。

(2) 学校内の避難経路、生徒の避難場所の明確化

- ・学校内の各所からの避難経路、避難場所を決めておくこと。その際、避難経路は、あらかじめ複数考えておくこと。また、廊下、階段等が使用不能の場合の避難方法も考慮しておくこと。
- ・具体的な避難方法及び第一次・第二次避難場所を明確にし、保護者にも周知しておくこと。
- ・特に、障がいのある生徒への対応を具体的に定めておくこと。
- ・避難の妨げとなるような物品を避難経路に置かないなど、日ごろからの管理に配慮すること。

(3) 学校施設・設備の安全点検、整備

- ・地震発生時、学校施設・設備を適切に保全することは、生徒や避難者の安全を確保する上で大変重要であり、定期的に安全点検を行うとともに、点検結果に基づき、速やかに必要な措置を講ずること。
- ・学校施設・設備について、以下のような図面等を整理しておくこと。
 - ・校地、校舎の平面図
 - ・校舎の電気、ガス、水道、電話の配線・配管図 など

(参考様式)

- ・「日頃からの巨大地震への備え（チェック・リスト）の例」（『資料』P 1）
- ・「学校施設・設備等の安全点検場所・点検項目の例」（『資料』P 2）

（４）通学路及び学校周辺の実状把握

- ・通学路には、地震発生時に危険が予想される箇所がある。ブロック塀、石灯籠などの倒壊、広告・看板等の落下、障害物による道路の遮断、低地での浸水等、あらかじめ通学路の危険箇所を把握しておくこと。
- ・また、がけ崩れ、土砂崩れ、地割れ、河川の護岸破壊などのため、自校が危険な状況になった場合に避難する広域避難場所をあらかじめ確認しておくこと。

（５）保護者との連絡方法の明確化

- ・地震発生時に生徒の安否を迅速に確認するため、保護者との連絡方法についてあらかじめ明確にしておくこと。
- ・各学校では、「緊急連絡網」等を作成し、活用しているところではあるが、第一連絡先だけでなく、第二、第三連絡先についても把握し、電話通信が途絶した際の連絡手段について検討するなど、より確実に連絡がとれるように工夫すること。

（６）関係諸機関との情報連絡体制の整備

- ・地震発生時に円滑、的確に情報を伝達することができるよう、近隣学校をはじめ、PTA、地域関係団体等との連絡体制を整備すること。特に、一元的に情報を管理することができるよう体制を整備すること。
- ・地震発生時に連絡すべき機関の一覧表等を整備すること。
- ・地震発生時の協力体制等について関係団体等と協議すること。

（７）非常持出用重要書類等の把握

- ・非常時に持ち出すべき書類等をあらかじめ確認し、地震発生時には、誰が、どのように持ち出すかを決めておくこと。
- ・指導要録等の公簿をはじめ、出席簿、生徒調査票等の保管場所を決めておくこと。
- ・各学校の実情に応じて、独自に「非常持出一覧表」を作成しておくこと。

（８）地震発生時における教職員への連絡体制、参集体制の整備

- ・夜間、休日等に地震が発生しても、迅速な対応をとることができるよう、教職員間の連絡体制を整備すること。

2. 防災教育、避難訓練、防災に関する教職員研修

「地震は、いつ起こるか分からない。」「南海トラフ地震は、いつ起こってもおかしくない。」などと言われますが、巨大地震(震度5弱以上)がいつ起こっても瞬時に対応することができるよう、計画的に防災教育、避難訓練、教職員研修を実施する必要があります。

(1) 防災教育

ア) 防災教育の目的

- ・児童・生徒が、災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解するとともに、安全に関して自らの確に対応できる判断力や行動力を身につけ、災害時には進んで他の人々や地域の安全に役立つことができるよう、防災教育の充実を図ること。
- ・特に、突然起こる地震に対しては、児童・生徒が瞬時に安全な行動がとれるようにするとともに、臨機応変に対処できるようにすること。

イ) 防災教育の内容

- ・各教科、道徳、特別活動等における主な内容は以下のとおりである。
 - ① 各教科
教科間で指導内容の関連を図りながら、防災に関する基礎的・基本的な知識を系統的に理解し、安全を確保するための思考力や判断力を養う。
 - ② 道徳
道徳では、生命尊重の精神、思いやりの心、公德心・公共心などの道徳性を育て、道徳的实践力を身につける。
 - ③ 特別活動
特別活動では、学級活動(ホームルーム活動)、生徒会活動(児童会活動)、学校行事等を通して、自らの安全を確保するための実践的な態度や能力、望ましい習慣を身につける。
 - ④ 課外活動等
地域と連携して、避難(防災)訓練、防災に関する講話、体験的学習等を通して、自らの安全を確保するとともに、他の人々や地域の役に立つような態度と能力を身につける。

ウ) 防災教育を進める上での留意点

- ・各教科、道徳、特別活動等、教育活動全体における防災教育の内容の体系化を図り、年間指導計画を作成すること。
- ・学校における防災教育を組織的・計画的に進めるために校内組織・指導体制の確立を図るとともに、保護者や地域の関係機関、自主防災組織等との連携を図ること。
- ・防災に関する教材の作成にあたっては、地域に関連したものを教材化すること。
- ・生徒が体験を通して他人を思いやるというボランティアの基本となる心や進んで社会に奉仕する態度を培うことができるよう、日ごろから地域の教育力を積極的に取り入れた活動を展開するなど、ボランティア活動の機会を設けるようにすること。

(2) 避難訓練

ア) 避難訓練の目的

- ・避難訓練は、生徒が災害発生時に、安全に避難することができる態度や能力を養うことをねらいとし、防災教育の指導内容について体験を通して実践的に理解を深めるために実施するものである。

イ) 避難訓練の内容

- ・巨大地震(震度5弱以上)が発生しても安全に避難できる態度や能力を身につけられるよう、実践的な訓練を行うこと。
- ・地震は突発的で予測できないため、避難訓練の際には、様々な場面における危険の回避や避難の方法について理解させ、状況に応じて安全に行動できる能力を培うこと。

ウ) 避難訓練を実施する上での留意点

- ・時期や回数は、校種や地域の実情に応じ、他の安全指導との関連などを考慮して設定すること。
- ・事前にその意義を児童・生徒に十分理解させ、「自らの身は自ら守り、安全に行動できる」ことを基本にして指導すること。
- ・特に、教職員は明確な指示をするとともに、頭部や体を保護させるなど、危険を回避する訓練を重点的に行うこと。
- ・児童・生徒に、自らの安全確保を前提としつつ、被災者に対する支援活動に積極的に参加していこうとする態度を養うよう指導すること。
- ・訓練は、次のような多様な状況や方法を想定し、適宜選択して実施するようにすること。
 - ・設定日時の工夫
(授業時、休憩時、放課後、登下校時など)
 - ・設定日又は時刻を予告しない方法
- ・屋内消火栓、消火器、担架等の防災用具を積極的に活用して緊迫感、臨場感をもたせるなど、様々な災害を想定した訓練を工夫すること。
- ・実施後はその評価を行い、次回の訓練に反省点や改善点等を反映させること。
- ・中学校区内にある学校をはじめ、消防署や防災機関との連携を十分に行うとともに、PTA、自主防災組織等との合同訓練についても工夫すること。

(3) 防災に関する教職員研修

ア) 防災に関する教職員研修の目的

- ・地震発生時の状況に応じて、教職員一人ひとりが的確に判断し、機敏に行動するとともに、臨機応変な状況判断をすることができるよう、教職員の危機管理意識と危機管理能力を高める研修を実施すること。
- ・地震発生時に生徒の安全を確保するとともに、多数の児童・生徒が負傷した場合に、養護教諭のみならず他の教職員も適切に応急救護に一定の対応ができるよう、応急救護処置の技能などを習得できる研修を実施すること。

イ) 防災に関する教職員研修の内容

研修テーマとしては、以下のようなテーマが考えられる。

- ・ 学校の防災組織と災害時における教職員の役割
- ・ 実践的な避難訓練の実施
- ・ 応急救護処置の技能習得
- ・ 生徒が自ら考え行動できる力を育てる防災教育カリキュラムの研究
- ・ 初期消火活動
- ・ 避難所開設運営支援訓練
- ・ 八尾市地域防災計画の内容把握

第2章 巨大地震(震度5弱以上)が発生した際の対応

巨大地震(震度5弱以上)が発生した場合、学校は、八尾市立学校の管理運営に関する規則第7条に基づき、八尾市地域防災計画及び関連するマニュアル等を踏まえ適切かつ迅速に対応するとともに、市が開設する避難所の運営についても教職員とともに協力することとなっており、以下のように対応する必要があります。

1. 学校地震対策本部の設置

各学校では、生徒、教職員の在校中に、震度5弱以上の地震が発生した場合、生徒の安全を確保するとともに、避難所になった際の円滑な運営等のために、原則として校長室・職員室等に「学校地震対策本部」を設置し、関連諸機関や地域住民等と密接な連携を図りながら、学校として組織的な対応にあたる必要があります。

また、夜間や休日等、生徒、教職員の不在中に発生した場合にも、可能な限り早期に「学校地震対策本部」を設置し、組織的な対応が図れるよう、あらかじめ教職員の動員体制等を明確にしておく必要があります。

その際には、教職員の参集状況に応じて、応急的な「学校地震対策本部」を設置し、いくつかの役割を兼務するなど、対応可能な教職員数、被害状況等に応じて柔軟に対応することができるよう、研修等を通じて、教職員に周知しておくことが重要です。

以下に「学校地震対策本部」の設置例を示していますので、参考にしてください。

〈学校地震対策本部の設置例〉

本 部 : 全体を統括し、各班に的確な指示、要請を行う。

- ・ 学校長を本部長とし、副校長、教頭、主任、首席及び各班長を中心に構成する。
- ・ 各班との連携のもと、児童・生徒、教職員の安否を確認するとともに、学校内の被災状況、負傷者の状況等を把握する。
- ・ 校庭等、校舎外へ避難するかどうか決定する。
- ・ 被害状況に応じて、第二次避難場所への避難、応急対策を決定する。
- ・ 教育委員会との情報連絡など、地震発生時において必要とされる情報の収集及び提供、連絡にあたる。
- ・ 必要に応じて、警察署、消防署への通報連絡を行う。
- ・ 関係諸機関、地域住民等との連絡、調整にあたる。
- ・ 避難所の運営のために必要となる業務について、連絡調整を行う。
- ・ 通信内容、決定事項、行動等を記録する。
- ・ 報道機関等、外部との対応を行う。

(報道発表等については、市の災害対策本部にて対応する。)

※ 各学校は、地震発生時には、教育委員会へあらかじめ定めた方法により、適時、適切に被害状況等を報告すること。

- ・ 第1次報告「巨大地震発生時における被害状況報告書」(地震発生後早期)『資料』P3
- ・ 第2次報告「巨大地震による被害状況詳細報告書」(地震発生後4～7日経過後)『資料』P4
- ・ 第3次報告「教育活動再開見通し報告書」(状況把握でき次第)『資料』P5

避難誘導班・安否確認班：生徒を避難させ、安否確認を行う。

- ・生徒の安全確保を第一に、指定された避難経路や安全な最善の避難経路により生徒を避難させる。
- ・集合場所で学級単位に生徒を整列させ、点呼を行う。
- ・生徒、教職員の安否確認、負傷者を確認し、本部に連絡する。
- ・巨大地震(震度5弱以上)発生時には、生徒は恐怖心に襲われ、パニック状態になることが予想されるため、教職員は、生徒に対して安心感を与える言葉をかけるとともに、情報を伝え、元気づける。
- ・校庭の亀裂や校舎の火災、損傷が大きい場合、あるいは、周囲に大火災が迫っている場合は、他の避難場所や広域避難場所へ誘導する。

安全点検・消火班：学校内の安全点検を行うとともに、火災発生の場合は、消火にあたる。

- ・学校内や通学路等の巡視を行い、安全点検を行うとともに、被害状況を把握し、記録する。その際、自らの身体の安全を確保、確認してから取り組む。
- ・危険箇所、開放禁止箇所を立入禁止にする。
- ・被害状況等について、本部に報告する。
- ・万一、出火した場合は、生徒を安全に誘導するとともに、校内放送、ハンドマイク、口頭で火災発生を伝え、できるだけ多くの教職員が直ちに初期消火にあたり、延焼を最小限に食い止める。
- ・二次災害等の危険防止のために、必要な措置を講ずる。

救護班：負傷者への救命処置、応急処置等を行う。

- ・「避難誘導班・安否確認班」と密接な連絡をとりながら、負傷した生徒、教職員や近隣から学校内に運び込まれた負傷者に対して、救命処置、応急処置等を行う。
- ・救護のためのスペースとしては、保健室等を利用するが、人数が多い場合には、多目的室など、他の教室を指定しておく。
- ・救護活動に参加可能な生徒に対しては救護の補助を依頼する。
- ・負傷者に対する救命処置、応急処置等の状況を記録する。
- ・必要に応じて、病院等の専門医療機関との連携を図る。

搬出班：非常持出品を搬出する。

- ・地震による出火や校舎への延焼のおそれがある場合には、あらかじめ定めておいた非常持出品を定められた搬出場所に搬出する。
- ・持ち出せる量には限りがあるため、非常持出品のランク付けを検討する。また、非常持出品については、ラベルを貼付するなどの表示をする。

保護者連絡班

○生徒の保護者への引き渡しを安全、確実に行う。

- ・生徒の保護者への引き渡し場所を指定し、「生徒指導連絡票」等をもとに保護者への連絡を行う。
- ・引き渡す相手が生徒の保護者又はその代理であることを確認し、確実に保護者等に引き渡す。
- ・引き渡しの状況や対応した教職員等を記録する。

避難所支援班(小・中・義務教育学校)

○市の「災害対策本部」の要請を受け、市の「避難所管理・教育班^{※2}(教育政策課)」の指示により避難所支援に従事する。(詳細については、第3章に記載)

- ・避難所の開設、管理運営の協力、支援を行う。
- ・避難者の受入れを支援し、避難者名簿等を作成する。
- ・避難住民のための水、食料その他の救援物資などの受け入れや管理を行う。

※2 避難所管理・教育班

教育政策課(班長：教育政策課長)・学務給食課・学校教育推進課・教育センター・人権教育課

2. 巨大地震(震度5弱以上)発生時の基本的な対応

地震は、いつ発生するか分かりません。本項では、地震が発生した時間帯別に、基本的な対応例を示しています。

各学校におきましても、本項を参考に、地震発生時の具体的な対応について検討するとともに、教職員間の共通理解を図ってください。

(1) 生徒の在校中〔教職員在校中〕

地震発生(大きな揺れ)



生徒の安全確保(学級担任、教科担任等の授業者)

- ・ 生徒に対して的確な指示を行う。
 - ・ 頭部の保護、机の下等への避難、机の脚を両手でしっかり持つよう指示する。
 - ・ 窓や壁際から離れ、その場から動かないよう指示する。
 - ・ 実験や調理実習等、火気の使用中であれば、揺れがおさまるのを待ってから消火するよう指示する。
- ・ 生徒を落ち着かせ、次の指示を待つように告げる。



揺れがおさまる



生徒の安否確認(学級担任、教科担任等の授業者)

- ・ 生徒の状況を確認し、負傷者がいないか確認する。
- ・ 生徒に声をかけ、不安や恐怖心を和らげる。



避難経路の安全確認、安全確保(安全点検・消火班)

- ・ 避難経路が安全であるか確認するとともに、避難口を確保する。
- ・ 火災等の二次災害を防止する。



校庭等、安全な場所への避難の決定と指示(学校長)

- ・ 校舎外に避難するかどうか、決定する。
- ・ 生徒、教職員に対して避難指示を出す。
(通電時は校内放送、停電時はハンドマイク等により指示を出す。)



校庭等、安全な場所への避難(学級担任、教科担任等の授業者及び避難誘導・安否確認班)

- ・ 学校長の指示により避難を開始する。(状況によっては指示を待たずに避難開始)
- ・ 安全に避難できるよう、的確な指示、適切な誘導を行う。
「頭部の保護、あわてない、押さない、走らない、しゃべらない」 など
- ・ 近くにいる教職員が協力して、生徒を列の前後から守りながら誘導する。
- ・ 負傷者がいる場合には、教職員が連携して安全に避難できるようにする。
- ・ 車椅子使用等、配慮を要する生徒については、安全な場所に待機させた後、順次、避難させる。
- ・ 生徒名簿を携帯する。



避難後の安全確保(避難誘導・安否確認班)

- ・ 人員の確認と安否確認を行う。
- ・ 保護者に引き渡すまで、安全な場所で待機させる。
- ・ 生徒の不安に対処するとともに、安全確保の観点から全体が見渡せるように生徒のそばにいて、勝手な行動をとらないよう指示する。



学校地震対策本部の設置

- ・ 教職員各自の役割を確認する。
- ・ 役割分担に従って行動を開始する。

本部

- ・ 報道機関等から地震の規模、続発地震の可能性、二次災害の危険性等に関する情報を収集する。
- ・ 地域関係者から校区内の被害状況や危険箇所等に関する情報を収集する。
- ・ 生徒の保護者、親類、知人、報道機関等からの照会に対応する。
(報道発表等については、市の災害対策本部にて対応する。)
- ・ 中学校区内にある学校と連絡をとり、情報を共有するとともに、互いに支援しあえることはないかなど、情報を交換する。
- ・ 被害状況等について教育委員会に報告するとともに、今後の対応について協議する。

安全点検・消火班

- ・ 学校内や通学路等を点検し、被害状況等を把握し、記録する。
- ・ 被害状況等について本部に報告する。
- ・ 危険箇所への立ち入り禁止等、危険回避対応を行う。

救護班

- ・ 負傷者を確認するとともに、負傷した生徒、教職員への応急処置を行う。
- ・ 必要に応じて病院等の応急処置関係機関へ連絡する。
- ・ 重篤な負傷者がいる場合は、救急・救命処置を行うとともに、救急車の出動を要請する。
- ・ 応急処置等の状況を記録する。

避難所支援班

- ・ 市の「避難所管理・教育班(教育政策課)」の指示により、避難所開設、運営の支援を行う。



保護者への引き渡し(保護者連絡班)

- ・ 生徒の引き渡し場所を決め、保護者に連絡する。
- ・ 生徒指導連絡票等をもとに、保護者に引き渡す。
- ・ 保護者への連絡がつかない生徒はそのまま待機させる。

※ 生徒を保護者に引き渡す場合の方法や保護者への連絡方法、また、保護者と連絡がとれなかった場合の連絡方法について、基本的パターンを決め、学校と保護者との共通理解を図っておく。

(2) 学校外活動中

地震発生(大きな揺れ)



児童・生徒の安全確保

ア) 屋外で活動(移動中を含む)の場合

- ・地形や周囲の状況等を判断して、生徒に対して的確な指示を行う。
- ・狭い場所や狭い道路では、塀、看板等の倒壊や落下に注意し、すばやく広い場所に出させる。
- ・電車、バス等、交通機関を利用している場合は、乗務員の指示に従う。
- ・生徒を落ち着かせ、次の指示を待つように告げる。

イ) 宿舎等に滞在している場合

- ・宿泊場所で地震が発生した場合は、管理者の指示に従う。
- ・倒壊や火災、爆発の恐れのある建物から生徒をすばやく避難させ、逃げ遅れないよう各部屋の確認及び点呼を実施する。
- ・初期行動や避難方法は基本的に、授業中と同じであるが、下見時には、見学施設等の状況を把握するとともに、避難経路、避難場所を確認しておく。
- ・夜間の睡眠中には、特に混乱が生じやすいので、落ち着いて行動するよう指示する。
- ・分担して、各部屋の生徒を掌握し、負傷者の確認を行う。



揺れがおさまる



近くの避難場所へ避難

- ・揺れがおさまるのを待って、安全な場所(下見の際に確認した最寄りの一時集合場所)に生徒を避難させる。
- ・安全に避難できるよう、的確な指示、誘導を行う。
- ・地下鉄、地下街からは、揺れがおさま次第、速やかに地上に出る。
- ・海岸では津波、山間部では、がけ崩れなど土砂災害に注意し、安全な場所に避難させる。
- ・負傷者がいる場合には、教職員が連携して安全に避難できるようにする。
- ・施設管理者等の指示に従う。
- ・移動中など、安全な避難場所等がない場合は、地元の人等から情報を入手し的確な対応を行う。



避難後の安全確認

- ・ 人員の確認と安否確認を行う。
- ・ 負傷者がいる場合は、応急処置を行う。また、必要に応じて病院等の応急処置関係機関へ連絡する。
- ・ テレビ、ラジオ、電話等を通じて、地元の被害状況等を把握する。
- ・ 必要に応じて、地元の公共機関に連絡し、救護要請を行う。
- ・ 生徒の不安に対処するとともに、安全確保の観点から全体が見渡せるように児童・生徒のそばにいて、勝手な行動をとらないよう指示する。



学校への連絡、避難後の対応

- ・ 学校へ状況を報告し、指示を受ける。
- ・ 学校から教育委員会へ報告し、指示を受ける。
- ・ 学校及び教育委員会からの指示に基づき、対応する。
- ・ 学校から保護者へ連絡する。

※ 修学旅行等で大阪府外にいる際に府内で地震が発生した場合

- ・ 地震の規模、被害状況等の情報を収集する。
- ・ 学校へ連絡し、指示を受け、対応する。
- ・ 旅行会社等に連絡し、具体的な対応について協議する。
- ・ 生徒に対して状況や今後の対応について説明するなど、不安の解消に努める。
- ・ 場合によっては、宿泊等の対策を講じ、その旨を自校に報告する。その際、自校地域が被災した場合には、生徒に不安を抱かせないようにするなど配慮する。

(3) 登下校中(学校の対応)

地震発生(大きな揺れ)



揺れがおさまる



校内巡視、残留児童・生徒の安否確認

- ・学校内を巡視し、生徒がいないか確認するとともに、安否確認を行う。
- ・必要に応じて保護者に連絡する。
- ・施設の被害状況を調査するとともに、危険箇所がある場合は、立入禁止措置等を行う。
- ・学校内に生徒がいる場合には、「生徒の在校中」に準じて、「校庭等、安全な場所へ避難」「安全確保」など、適切に対応する。



通学路巡視

- ・通学路を巡視し、生徒の安否を確認する。
- ・生徒を発見した場合は、学校へ避難させ、保護する。



保護者への引き渡し(保護者連絡班)

- ・生徒の引き渡し場所を決め、保護者に連絡する。
- ・生徒指導連絡票等をもとに、保護者に引き渡す。
- ・保護者への連絡がつかない生徒はそのまま待機させる。



児童・生徒の安否確認

- ・自宅に避難した生徒の安否を確認する。



教育委員会への報告

- ・被害状況等を教育委員会へ報告する。

(4) 登下校中（生徒の動き）

地震発生(大きな揺れ)



安全確保

- ・ランドセルやカバン等で頭部を保護し、身を低くする。
- ・動くことが可能であれば、ビル等に速やかに駆け込む。ただし、入口付近に留まる。
- ・建物、ブロック塀、窓ガラスから離れる。
- ・車道に出ない。橋の上は危険なため、速やかに離れる。



揺れがおさまる



近くの避難場所へ避難

- ・揺れがおさまったら、学校等の避難場所、公園、あるいは自宅など、近いところに避難する。(判断に迷う場合は、学校に向かう)
- ・学校や公園、自宅などに避難することが困難な場合、教職員や保護者、地域の人が来るまで待機する。

※ 学校では、以下の点について、事前に指導を徹底しておくこと。

- ・原則として、登下校中に地震が発生した場合は、自宅か学校か近い方に向かうこと。
- ・事前に、家族と避難する場所を決めておくこと。
- ・自宅へ帰宅した場合、できるだけ早く学校へ連絡すること。

※ 生徒が自主的に判断し、避難行動をとることが原則となるため、地震に対応する力を高めるよう日ごろから訓練等を実施すること。

(5) 生徒の保護者等への引き渡し、保護体制等

- ・巨大地震(震度5弱以上)が発生した場合、生徒の下校については、原則、保護者等への引き渡しにより行うこと。
- ・ただし、中学校・義務教育学校後期課程の生徒については、地域の建物等の被害状況や保護者の状況等を総合的に判断して帰宅させることができると判断した場合は、集団下校等の方法により下校させること。
- ・引き渡しの際には、以下の点に留意するなど、生徒の保護者等への引き渡し体制等を整えておくこと。

ア) 保護者等への引き渡し

- ・あらかじめ定めた連絡方法で時間、場所等を知らせること。
- ・生徒指導連絡票等をもとに、確実に保護者に引き渡すこと。
- ・生徒指導連絡票等に登録していない人が来た場合は、確認ができるまで引き渡しを行わないこと。

イ) 帰宅困難な児童・生徒の保護体制

- ・保護者又は引受人が来校していない生徒や帰宅が困難な生徒を学校内で保護する。
- ・生徒が引き取られるまでは、安全な場所に集め、その場から離れないように座らせ、落ち着かせる。必ず教職員が1人は、そばに付き添い生徒に安心感を与える。
- ・保護者の迎えが遅くなっている生徒等の精神的ケアに努める。

第3章 避難所としての学校における役割

1. 避難所としての学校における留意点

八尾市地域防災計画では、震度5弱以上の地震が発生した場合、市長を本部長とする「災害対策本部」が設置され、小・中・義務教育学校では、震度5強以上で自動的に避難所が開設されます。また、震度4の地震が発生した場合には、「災害警戒本部」が設置され、避難状況に応じて小・中・義務教育学校において避難所が開設されます。

その際、市の行政職員が各学校に派遣されますが、「東日本大震災」や「阪神・淡路大震災」のように、災害規模が大きく、市の行政対応能力を超えた場合には、市の行政職員だけでは全ての避難所の対応が事実上不可能となり、学校に開設された避難所の運営業務を教職員が担当せざるを得ない状況になることが想定されます。

また、行政職員の到着前に市民が避難する場合ははじめ、避難所の開設を待たずに市民が自主避難する場合、夜間や休日等に避難所を開設する場合等も想定されます。

八尾市避難所運営基本マニュアルでは、避難所に関する基本的な考え方として、避難所は、原則的に、行政（避難所開設班）、施設管理者（学校関係者等）、避難者（住民）の三者が協力して開設するものとしており、大規模な災害に際しては、避難者同士がお互いの助け合いや協働の精神に基づく自主的な避難所運営をめざすものとし、行政や施設の担当者は後方支援的に協力するものとあり、避難所運営が円滑に行われるため、学校は以下の点に留意しながら避難所運営支援を行う必要があります。

（1）避難所開設情報の提供

- ・避難所開設に係る情報については、災害時職員連絡体制強化システム「セコム e-革新」（以下「セコム e-革新」という。）より以下のとおり通知する。

・防災部局から「セコム e-革新」にて学校管理職へ通知する。

（「セコム e-革新」未登録の場合）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 授業中については、避難所管理・教育班（教育政策課）から電子メール等により全学校へ通知する。・ 夜間・休日等については、避難所管理・教育班（教育政策課）から学校長に市登録の「緊急連絡メール」にて通知する。 |
|--|

（2）避難所の運営

- ・避難所の開設及び運営管理は、主に市の行政職員で行う。（「八尾市地域防災計画」より）
- ・巨大地震（震度5弱以上）が発生した場合には、市の行政職員だけでは全ての避難所対応を行うことは事実上不可能であり、学校長の指示に基づき、教職員が避難所運営への支援業務を行う。

※大規模な災害に際しては、避難者同士がお互いの助け合いや協働の精神に基づく自主的な避難所運営をめざすものとし、行政や学校は後方支援的に協力する。

(3) 避難所運営に係る教職員の身分上の取扱い

- ・小・中・義務教育学校の教職員は、身分上、市の職員であり、教職員による避難所運営への支援業務についても学校長の指示のもとに行う職務として位置づけられる。
- ・教職員については、教育活動の再開やそのための準備が主たる業務となることから、教職員による避難所運営への支援業務については、支援業務内容を明確にしておくとともに、段階的に市の行政職員や避難者自治組織等に避難所運営業務を移行させる。

(4) 避難所開設時の対応

① 課業中、市の行政職員到着前に市民が学校に避難した場合

- ・学校長は避難所管理・教育班(教育政策課)への連絡及び協議を経たのち、教職員に指示し、速やかに避難所(体育館等)の鍵を開ける。
- ・体育館等の避難所となるスペースへ避難者を誘導する。

② 夜間、休日等に避難所が開設された場合

- ・市の行政職員が学校施設を解錠して、避難所を開設する。
- ・不測の事態等により市の行政職員及び避難所自治運営組織等により構成する避難所運営委員会による避難所の運営が事実上困難となった場合、「災害対策本部」から避難所の運営業務を教職員も一部担うよう、当該学校長に対して緊急要請が発せられる場合がある。
- ・学校長をはじめ各教職員が可能な限り参集できるよう、緊急連絡網等を整備しておくこと。

(5) 学校における日常的な心構え

- ・地域の防災拠点である避難所として学校の果たすべき役割等について、教職員が理解しておくこと。
- ・市から派遣させる行政職員と顔見知りになっておくとともに、避難所運営への支援業務について十分に協議し、対応に遺漏のないようにすること。
- ・防災備蓄倉庫に何が保管されているか確認しておくこと。また、市の行政職員と連携して定期的に点検を行い、その保管場所を誰でも分かるよう職員室等に掲示しておくこと。

2. 教職員による避難所運営支援

学校は本来、教育施設であり、災害時における学校の重要な役割は、児童・生徒の安全を確保することですが、避難所が開設された学校では、避難所運営が円滑に行われるよう、学校長の指示に基づき、教職員は、以下のように避難所運営に協力する必要があります。

(1) 避難所の開設

- ・地震発生時には、学校長の指示で教職員が速やかに校門の鍵を開ける。
(休日・夜間の場合には、市の行政職員が校門の鍵を開ける)
- ・体育館、校舎等の安全点検を行うとともに、危険箇所については立ち入り禁止の表示を行う。
- ・校長室、職員室、保健室等、管理運営上必要な場所については開放しないよう立ち入り禁止の表示を行う。
- ・安全点検後、体育館等の避難所となるスペースへ避難者を誘導する。

(2) 避難所支援班の設置

避難所の開設、運営は、基本的には市の「災害対策本部」が行うが、学校としても、「学校地震対策本部」内に「避難所支援班」を設置し、避難所の開設、運営が円滑に行われるよう、以下のような支援を行うこと。

ア) 避難者の誘導

- ・地震発生直後、二次災害を防止するため校舎、体育館等の安全確認をするまでの間、避難してきた住民を自治会、町会別(地区別)等に集合して待機するよう指示する。
(厳寒期や降雨時には、自治会、町会別(地区別)等の集合を省略して、安全確認後、すみやかに校舎・体育館等に誘導する)
- ・安全確保のため校庭等あらかじめ定めた場所に児童・生徒を誘導する。その後、保護者を待って児童・生徒を引き渡す。校庭では、混乱を避けるため、避難者と児童・生徒を区別する。
- ・避難者を校舎、体育館等に誘導し、自治会、町会別(地区別)等に集合させ、待機してもらう。
- ・負傷者は、保健室に近い場所に一時的に誘導する。

イ) 負傷者の応急手当

- ・保健室の鍵を開錠し、養護教諭等の指示で避難住民の応急手当ができる状態を整える。
- ・初期の応急手当に協力する。
- ・重傷者や特別の介護が必要と思われる場合には、市の「災害対策本部」に連絡し、医療機関への搬送等の指示を受ける。
- ・学校再開までの間、引き続き応急救護活動に協力する。

ウ) 避難スペースの整備、割り振り

- ・要配慮者等は、避難所生活において特に困難を伴うため、環境等の比較的良好な場所(トイレの近いスペース、畳のあるスペースなど)に割り当てる。この場合、他の避難者に対して事前に十分な説明を行い、理解を得るよう努める。

- ・要配慮者等については、市の「災害対策本部」と連絡をとり、要配慮者等を一時的に受け入れ、保護するための福祉避難所へ移送ができるときは、移送させる。
- ・体育館のみではスペースに不足が生じる場合は、市の行政職員と相談し、事前に定められた教室を利用する。（建物の被害状況により柔軟に対応する）
- ・避難に使用できる教室と収容可能人数をあらかじめ協議しておく。
- ・校長室、職員室、会議室、保健室、給食室等については、それぞれ特別な用途に使用することから、避難者の生活スペースとしては使用しない。
- ・体育館のトイレのみでは対応が困難な場合、校舎のトイレが使用可能な場合には、避難者が利用できるトイレを指定して、避難者に周知する。
- ・避難者に対してトイレ、ごみ集積場の場所等を表示する。
- ・感染症対策として、避難者同士の間隔を十分にとったり、換気を徹底するなど、必要な措置を講じる。

エ) 避難者名簿の作成と整理

- ・避難所となる学校では、避難者の安否確認のための問い合わせが殺到するため、「避難者名簿」(『資料P 7』参照)を作成するとともに、保管する。
- ・名簿は原則として、市の行政職員が作成・管理する。
(個人のプライバシーに注意し、適正な管理が必要)
- ・避難者名簿は、自治会、町会別(地区別)等の代表者に協力してもらい地区別に集約、整理する。
- ・避難者数のほか、けが人、病人、要配慮者の人数や状況を把握する。特に、医療機関等に搬送を要する人を優先的に把握し、必要な措置を講ずる。
- ・なお、避難所からの転出の際にも避難者名簿を用いて確認を行う。

オ) 情報の収集と提供

- ・地震発生初期においては、避難者は自分の置かれている状況、家族の安否、被災状況等を知るために情報を欲している。そのため、収集した情報をできるだけ早く提供する。
- ・情報提供の方法としては、放送施設を利用するほか、掲示板、伝言板、ハンドマイクなどを活用する。
- ・外からの避難者の安否確認の問い合わせがあった場合、安否情報用の掲示板で避難者に知らせる。

カ) その他の避難所運営支援

- ・避難者による活動の充実、市の行政職員の応援強化、災害ボランティアの増援などにより体制が強化された場合には、避難所支援体制を見直し、教育再開の準備に重点を置いた体制に移行する。

(3) ライフラインの確保

水道、電気、ガスについては、地震により供給手段が被害を受け、供給が得られないことが想定される。しかし、避難所となった学校では、多数の避難者が生活するため、初期ライフラインの確保に努めること。

ア) 飲料水・生活水の確保

- ・地震発生後、上水道から水が供給されているか確認する。水が供給されていない場合は、受水槽等を飲料水として使用する。
- ・地域住民に対して、応急給水槽、給水場の設置場所を知らせる。

イ) 電気・照明器具の確保

- ・停電時に備え、懐中電灯を複数、乾電池の予備を保管しておく。

ウ) 燃料（ガスなど）の確保

- ・地震発生時の応急的な熱源として、カセットコンロ、炭等を利用する。
- ・火気の使用にあたっては、あらかじめ定められた場所で用い、避難所スペースでの使用は認めない。
- ・なお、燃料の供給については、市の「災害対策本部」に配給を依頼する。

エ) 応急トイレの設置

- ・水洗トイレが使用可能な場合で、水道が断水しているときは、プールの水を利用して使用する。
- ・各校の備蓄倉庫に配備している仮設トイレが不足する場合、市の「災害対策本部」に、仮設トイレの設置を依頼する。

(4) 備蓄倉庫、救援物資等の配給

ア) 備蓄物資の配給

- ・避難所の備蓄倉庫にある物資については、市の行政職員と協議した上で、避難者に配給する。

イ) 救援物資の受入れ

- ・救援物資の受入れについては、市の「災害対策本部」と連絡し、搬入予定時間や救援物資品目を確認する。
- ・避難所では、受入れ手順等(受入れスペース、分類、管理、配給方法)を定める。また、受入れ時は避難者に協力を求める。

ウ) 配給方法の工夫

- ・救援物資の配給に当たっては、避難者名簿を利用するなど公平に配給するよう工夫する。

第4章 教育活動再開に向けた対応

1. 学校再開準備班の設置

地震発生直後は、学校としては、「避難誘導班・安否確認班」「安全点検・消火班」「救護班」等の活動が中心となりますが、被害の規模、程度等により状況は異なるものの、地震発生後数日程度経過した時点からは、学校教育再開に向けた準備活動が始める必要があります。

一方、避難所に指定され、避難所が開設されている学校では、学校の再開に関して、避難住民や地域住民などの理解が必要となるため、「学校地震対策本部」内に地域住民の代表等を含めた「学校再開準備班」を設置し、そのための調整活動を行う必要があります。

以下に、「学校再開準備班」の構成・役割を示していますので、参考にしてください。

〔学校再開準備班の構成・役割〕

- (1) 構成メンバーは、学校長、教頭、主任、教職員代表、保護者代表、地域住民代表などで構成する。
- (2) 学校再開にあたって、主に以下の事項を中心に避難者や地域住民の十分な理解と協力を得て、準備を進める。
 - ア) 学校再開について、避難者や地域住民との話し合いの場を設定すること。
 - イ) 避難者や地域住民に対して学校情報を伝達すること。
 - ウ) 教職員による家庭訪問、仮登校日の設定などについて、事前に趣旨説明を行い、誤解が生じないように、避難者や地域住民の十分な理解と協力を得ること。
 - エ) 避難所として継続して使用するスペースと学校教育活動の再開にあたって利用するスペースとの調整、共同使用区域を設定すること。

2. 教育活動再開に向けた取組み

学校長は、学校における災害復旧対応状況及び避難所における避難者受け入れ状況や避難所運営状況など、事態の全体的な推移を把握し、「学校地震対策本部」の組織・人員配置体制を見直すとともに、教育委員会と協議、調整を行った上で、以下のような教育活動再開に向けた準備活動を行う必要があります。

(1) 生徒の安否確認

- ・家庭訪問、電話等により、生徒及びその家族の安否確認を行う。同時に所在、避難先を確認し、一覧表にする。
- ・うわさ、間接情報などに基づくことなく、確実な確認方法によって行い、誤報を排除する。
- ・被災地以外に避難している児童・生徒の把握も、今後の教育活動再開に向けて必要になるため行う。
- ・登校可能な生徒の人数を把握する。

(2) 教職員の安否確認

- ・教職員及びその家族の安否確認を行う。同時に所在、避難先を確認し、一覧表にする。
- ・勤務可能な教職員を把握する。

(3) 学校施設・設備の被害状況の確認

- ・学校施設・設備の被害状況を確認する。可能な限り写真撮影するとともに、図面に位置等を記入しておく。
- ・ライフラインの被害状況を確認する。
- ・被災状況の調査については、避難所と連携を図りながら実施し、その結果についての情報は共有する。
- ・調査にあたっては、少しでも危険を感じた場合は中止し、立ち入り禁止区域とする。
- ・校庭等の地割れ、液状化現象の発生、水漏れなど被害状況を調査する。
- ・使用可能な教室数を把握する。

(4) 通学路など地域の被害状況の確認

- ・学校周辺や通学路等における周辺家屋の倒壊状況やがけ崩れ、地割れ、液状化現象、火災の発生、ガス漏れなど、地域の被害・危険状況、人的被害状況等を確認する。

(5) 教育委員会との協議、調整

- ・教育活動再開に向けて、学校施設・設備の被害への対応など、必要な措置について、教育委員会と協議調整する。主な項目としては、次のような内容となる。
 - ・学校施設・設備の危険度判定調査
 - ・学校施設・設備の被害に対する応急措置
 - ・教室の確保(他施設の借用、仮設教室の建設)
 - ・ライフラインの復旧(電気・ガス・水道等の復旧状況の確認)
 - ・通学路の安全確保、通学路の変更

- ・生徒の動向(避難先等の移動)
- ・不足教職員についての応援体制、配置
- ・授業形態の工夫(二部授業等)
- ・避難した生徒の就学手続きに関する臨時的措置
- ・教科書、学用品、教材・教具等の確保
- ・学校給食の再開
- ・生徒の心理面への影響確認と心のケア体制

(6) 家庭訪問

- ・生徒のおかれている状況をより具体的かつ詳細に把握するため、以下の点に留意しながら家庭訪問を行う。
 - ・生徒や保護者と教職員が直接会って話し合うことによって、子どものけがの有無、心理的な影響、家族の被害の状況、家屋の被害の状況、教科書など学用品の被害の状況など、教育を再開するにあたって配慮すべき事項等について、できる限り把握に努める。
 - ・学校施設の安全性など学校の様子を伝えるとともに、教育活動再開の見通し、仮登校日の設定に関する情報提供、学校と保護者との連絡方法、連絡先等について確認する。
 - ・通学路周辺の建物の倒壊の危険性など学校が把握している通学路等の安全についての情報提供を行うとともに、通学路の変更等の可能性についても必要に応じて話し合う。

(7) 教育活動再開時期の決定

- ・教育活動再開の時期については、教育委員会と協議の上、学校の実情に応じて学校長が定める。
- ・その際には、以下の点について配慮する。
 - ・学校施設・設備の応急復旧の状況
 - ・被災校舎の立入禁止等の安全対策
 - ・通学路の安全確保対策
 - ・ライフライン(電気・ガス・水道等)の復旧状況
 - ・使用可能な教室数
 - ・登校が可能な児童・生徒数
 - ・避難住民の意識 など

3. 応急教育

応急教育とは、教育活動が正常に実施されるまでの間、学校長が被害の状況を判断して応急的に実施する教育のことです。

学校長は、教育委員会と十分な連携を図り、学校施設・設備の被災状況、教職員及び児童・生徒の被災状況等を勘案し、応急教育を行う必要があります。

また、教育活動の再開に際しては、平常時と同様な教育活動が行えない場合が想定されますので、以下の点に留意しながら、健康・安全教育、生活指導等に重点をおきながら弾力的な教育活動を行えるよう配慮する必要があります。

(1) 応急教育を行う場所の確保

- ・ 応急教育を行うための類型としては、学校施設・設備の被災状況に応じて、
①単独再開、②本校舎と仮設校舎での再開、③仮設校舎のみでの再開
④臨時校区による再開、⑤周辺校で分散しての再開 などが考えられる。
- ・ 学習指導の形態としては、
①学級の再編、②2部授業制、③隣接校との連携分散授業
④校区内施設や他の施設利用 などが考えられる。
- ・ 各学校では、被災の状況、復旧予定期間を勘案するなど、各学校の実情に応じて、上記の手法の多様な組み合わせによって、実施可能な範囲で応急教育活動を行う。

(2) 応急教育における学習支援体制

- ・ 保健室の機能を早期に回復させる。
- ・ 学習支援においては、地震によって家族や住居を失うなど大きなストレスを受けた生徒一人ひとりをよく観察して、その心を理解し、実態に即した愛情のこもった心のケアをすることから始める。
- ・ 教室だけでなく、教科書や文房具などが不足して、通常のような授業実施が困難であっても、近隣の公園での青空教室やフィールドワーク、また、総合的な学習の時間や体験的な学習など創意工夫を図りながら実施する。
- ・ 家庭における生活環境の変化に伴い、学習環境が悪化している場合が多い。そのため、教職員は、個々の生徒に対してはきめ細かく声をかけ、日常会話の中で支え、個別指導による学習支援をする。

第5章 生徒の心のケア

1 震災時における心のケア

大きな災害や事故の体験は、生徒に大きなストレスを引き起こします。それは、災害や事故が生徒に対して、生徒自身の生命の危険をもたらしたり、家族や友達の生命が失われる悲惨な場面を目撃するなど日常生活と余りにもかけ離れた体験を強いるからです。

実際、災害の後、数年間にわたって、被災の時の心理的なストレスが生徒の生活上の様々な側面に影響を及ぼすことが、「東日本大震災」や「阪神・淡路大震災」の場合についても、報告されています。

学校においては、以下の点に留意しながら、生徒への心のケアを行う必要があります。

(1) 全教職員による心のケア体制の構築

- ・学校長の指揮のもと、教職員全員が生徒にどのように対応していくべきかについて、校内研修等を通して、共通理解を図ること。

(2) 生徒の話を十分に聞く

- ・これまでの人間関係を重視し、学級担任や養護教諭等の教職員が生徒一人ひとりの話を十分聞き、体験や不安な感情を分かち合って、安心感を持たせること。

(3) 家庭訪問等による生徒の心身の状態把握

- ・教育活動を再開させるまでは、家庭や避難先における生徒の心の状況の把握に努めること。
- ・震災が生徒の心身の状態にどのように影響しているかを把握するためには、家庭訪問や学校外での活動における観察のほか、状況によっては、質問紙を用いたアンケート調査等を実施すること。
- ・また、家庭訪問で見受けられた生徒の状態については集約し、学校として、生徒にどのように対応すべきか検討し、具体策を全教職員に周知すること。

(4) 家庭への情報発信・保護者説明会等の開催

- ・「学校だより」「保健室だより」など印刷物を保護者に配布することなどにより、生徒の心に起こる可能性のある症状や反応、家庭でそのような症状や反応が観察された場合に保護者がとるべき対応、学校が行おうとしている今後の活動の計画や予定などの情報を提供すること。
- ・また、地震発生後、可能な限り早い時期に、保護者説明会等を実施し、情報の提供に努めること。
- ・保護者説明会では、学校再開についての情報提供のほか、今後予想される児童・生徒の反応等についての説明、保護者の不安等に関する質疑応答を行うこと。

(5) 家庭、地域、関係諸機関等との連携

- ・地震発生時には、個々の生徒に対して適切に対応するとともに、保護者や地域住民にも心のケアに関する適切な情報を伝えることなどによって、学校・家庭・地域が連携して、生徒の心理的支援を行うこと。
- ・また、学校外の専門機関、医療機関等と連携を密にするなど、地震発生後の児童・生徒を支えてくれる人々のネットワークを築く工夫を図ること。

第6章 報道機関等への対応

1. 報道機関等への対応の基本姿勢

地震発生後は、個人情報や人権等に最大限配慮しながら、報道機関等にも正確な情報と事実を積極的に公開する必要があります。その際の基本姿勢は、以下のとおりです。

(1) 積極的な対応

- ・事実を隠蔽しているのではないかなどの誤解を生じさせないように、拒否的な態度はとらないこと。ただし、公開できない情報や教育的配慮により取材に応じられないときは、その必要性を十分説明し、理解を求めること。

(2) 誠意ある対応

- ・報道機関等を通じ、学校の対応や今後の方針等も広く保護者や地域に伝えられるため、学校と報道機関等との信頼・協力関係が保たれるよう、取材には誠意をもって対応すること。

(3) 公平な対応

- ・報道機関等に情報を提供する場合は、どの報道機関に対しても情報や対応に差異が生じないように公平に行うこと。

2. 報道機関等への対応のポイント

報道機関等への対応のポイントは、以下のとおりです。

(1) 窓口の一本化

- ・説明は、責任者(管理職等)が窓口となり対応すること。
- ・責任者が不在のときは、その旨を説明し、でき得る限り責任者から連絡するようにすること。
- ・報道機関等への対応にあたる教職員間で意思の疎通を図り、情報を共有すること。

(2) 報道機関等への要請

- ・取材が一度に殺到し、現場の混乱が予想される場合は、生徒の動揺を防ぎ、正常な学校運営を維持するため、適切な取材方法等を要請すること。

【例】

- ・学校敷地内での立入り可能場所について
- ・生徒に対する取材の可否について
- ・取材場所及び時間について
- ・記者会見の予定について

(3) 取材者の確認

- ・報道機関等から取材があった際は、社名・氏名・電話番号・取材内容等を必ず記録すること。

(4) 取材意図の確認及び準備

- ・あらかじめ取材意図等を確認し、予想質問に対する回答を作成する等、的確な回答ができるよう準備すること。
- ・準備にあたっては、事実関係が正確に把握できているか、推測の部分はないか、人権やプライバシー等の配慮はできているか等の事項に留意すること。

(5) 明確な回答

- ・把握していないことや不明なことは、その旨を明確に伝え、誤解につながる返答はしないこと。
- ・決まっていないこと、答えられないことは曖昧に返答せず、その理由を説明し、対応できる時期を示すこと。
- ・万が一、間違っって説明したことが判明したときは、直ちに取材者に訂正を申し出ること。

(6) 教育委員会との連携

- ・事前に教育委員会と緊密に連携を図るとともに、記者会見を開く際の留意事項等についての助言等、支援を要請すること。

(7) 記者会見

- ・取材が殺到する場合は、教育委員会と連携を図り、学校運営が混乱しないよう時期や場所等を決め、記者会見を行うこと。また、取材が長期化する場合は、記者会見を定例化することも考えること。

勤務時間外における災害発生時の危機管理体制

【震度５弱以上の地震等の大規模災害発生により避難所の開設など、緊急の状態が発生した時】

災害の時系列	対象	動き	備考
発災直後 (各職員は自身・家族 の安全確保に専念)	学校長・教頭	学校へ参集 【学校地震対策本部】 等を設置	教育委員会と連携 ・学校施設点検 ・関係部署等へ連絡
	緊急に集合できる 職員【Ａ】 (事前に連絡済)	学校へ参集 ※夜間の場合は、明る くなってから	避難所開設支援員と連携 ・学校設備点検 ・校区の被災状況把握 ・教職員の被災状況等の把握
	上記以外の教職員 【Ｂ】【Ｃ】	自身の安全確保 被災状況を学校に連絡 (電話・学校メールへ)	・参集可能教職員の把握
交通機関道路等の安 全確認後	教職員【Ｂ】	参集可能になった時点 で(徒歩・自転車・交通 具等)学校へ参集	行政・地域と連携 ・避難所運営支援 ・生徒の安否 ・被災状況の把握 ・生徒の心のケア
	教職員【Ｃ】		
災害が一定の収束を 迎えている時	教職員【Ｃ】	全教職員出勤 学校再開準備	教育委員会・行政・ 地域と連携

教職員の注意事項（大規模災害発生時）

- ・水・食料は数日分を各自で持参してください。
- ・必要に応じて着替えの準備をお願いします。

職員役割一覧

【Ａ】安全に注意して緊急に参集 (夜間発生時は、明るくなってから)	・校長　・教頭
【Ｂ】通勤経路等の安全確認後に参集 (ある程度、家庭等も落ち着いてから)	11 名
【Ｃ】参集が可能になった時点で	17 名